

(別紙)

第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 高根沢町の公立保育園共通の保育理念・保育目標およびにじいろ保育園独自の保育内容が明文化されており、これらが記入された「入園のしおり」を全職員に配布し理解を促している。保育目標は事務室のほか各クラスや遊戯室へも掲示している。「入園のしおり」は全保護者に配布し、入園式において保護者への説明を行っている。また、次年度入園の保護者には、事前面談実施時に前年の「入園のしおり」で説明を行っている。町のホームページ上に各保育園の概要がPDFで公開されており、誰でも閲覧できるようになっている。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 事業経営をとりまく環境と経営状況は町の地域経営計画、子ども・子育て支援事業計画やこどもみらい課アンケートにより把握・分析されている。園長は保育協議会総会に出席し、栃木県の保育の現状と動向の説明を受けている。また、町内の定例園長会議に出席し町の状況等も説明を受けて連携に努めている。また、保育園在園保護者へ保育事業アンケートを実施し要望の把握に努めている。今後、把握した経営状況を分析し、経営改善に繋げる取組に期待したい。</p>		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 経営状況を分析して課題や問題点を把握している。園内研修で職員への周知を行</p>		

っているが臨時職員までは十分ではない。年2回の監査資料の作成、次年度予算検討において計画的な施設整備や環境改善に取り組んでいる。園舎は建設後15年経過しており、中長期の修繕計画が必要とされる。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 高根沢町地域経営計画により中・長期の計画が策定されている。また高根沢町子ども・子育て支援事業計画により支援事業の見込み・目標が掲げられている。具体的には町の予測人口は横這いとされ、幼稚園児はやや減少、保育園児はやや増大と分析され、待機児童ゼロを達成するために保育士の確保等の推進が掲げられている。計画に基づき、平成13年から一時保育を実施およびその後延長保育等を実施しており、今後、保育士の確保等が実施されることを期待したい。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a ・b・c
<p><コメント> 職員会議等で計画を作成し、単年度の計画として、全体的な計画・年間指導計画・行事計画・研修計画等の各種計画を作成し、事業実施に伴う予算措置もされている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・b・c
<p><コメント> 事業計画は職員会議による協議を経て計画され、各事業実施後の反省・評価により次年度の計画の見直しに反映している。職員会議には各クラスから1人は必ず出席することになっているが全員は出席できないので、会議記録を供覧し情報共有している。行事の準備や変更点等早急な対応を要するものは各クラスにて口頭で情報共有に努めている。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・b・c
<p><コメント> 年間事業計画は保護者会役員会において説明するとともに、保護者全員には事業毎に通知し、協力と理解を仰いでいる。年間行事予定表を年度初めに保護者へ配布し、主な事項は説明して周知に努めている。保護者会が計画・実施する行事も事業計画に組み入れら</p>		

れており、園庭の草刈りや側溝の清掃等の奉仕作業には役員を先頭に保護者の約6割が参加するなどの協力が得られている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント> 行事等においては計画を立て、実行、反省する仕組みを取り入れており、保育の質の向上に努めているが、見直しが十分とは言えない。第三者評価の受審にあたり、職員全体で自己評価を行い、勉強会を実施して判断した理由や根拠を検討し、保育の質の向上に繋がられるよう努めている。PDCAサイクルにもとづき、毎年実施している自己評価結果と計画的な見直しを活かして更なる保育の質の向上を期待したい。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント> 職員会議等でクラス別に、また園全体として課題が挙げられているが、課題を明確にして職員参画の下で改善実施計画を策定する仕組みが文書化されたものはない。例えば、保護者アンケートでは駐車場設置の要望等が出ており、それらの結果を職員会議で共有しているが、計画的な取組には繋がっていない。園全体としての課題では、送迎時の駐車場がなく、路上駐車のため道路が混み合い、子どもの事故の危険性がある。町内部で検討しているが、引き続き検討協議して、駐車場を確保することに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント> 園長の役割と責任は町の条例・規則で文書化されており、園の運営規程では園長の職務内容は「保育園の運営管理全般、職員の指揮監督」とされている。また、危機管理マニュアルその他の文書において園長の指揮・監督・権限・義務等が具体的に記されており、年度当初の全体会議で理解を図っている。避難訓練時や季節毎（夏のプール実施前、インフルエンザ流行期前等）の職員会議等の打ち合わせにおいても園長の役割と責任を再確認している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 園長は各種研修や管理者研修を受講するなど、法令等の理解に努めている。また、職員の研修への参加や園内研修を通して法令遵守への取組をしているが、職員へは具体的な事例を通して徹底を図る取組に期待したい。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・Ⓒ
<p><コメント> 職員に各種研修や園内研修を受けさせて保育の質の向上を目指しているが、具体的な部分は職員の自主性に任せている部分もあり、職員アンケートでは園長のリーダーシップに対して期待する声が多い。職員の意見・提案を積極的に取り入れる等、管理者のリーダーシップを発揮した運営に期待したい。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・Ⓑ・c
<p><コメント> 町の文書管理のシステム化に合わせて、パソコンを1台増設し、資料や統計等はデータ化するなど効率化に取り組んでいる。また、保育士から要望が出ている園外保育の充実のためのバスの借上げを予算要求するなど、経営の改善や業務の実効性を高める取組に努めている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
<p><コメント> 目標とする保育の質を確保するため、国最低基準を遵守した町保育士配置基準といった人員体制の具体的基準がある。職員の配置は国の基準を超えているが、正規職員のみでは国の配置基準を満たしておらず、園児数に合わせた職員配置に取り組むため、こどもみらい課に職員確保を要望し、随時募集を行っている。平成29年から「保育士等キャリアアップ研修」が始まったが、町はこの制度による処遇改善の適用がないため、職員にこの研修の通知をしているが研修を受ける職員はいない。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント> 人事基準は町条例において定められており、研修等による教育や育成、評価等、総合的な人事管理が行われており、職員にも周知されている。正規職員だけでは配置基準に足りないため、非正規職員で対応している。採用試験には年齢制限があるため制限を超えた非正規職員が正規職員になることはできない。また、非正規職員には給与改善の仕組みがないので、園として町の人事所管課と協議しており、職員アンケートでは処遇改善の意見が多く寄せられている。非正規職員の人事評価制度は、平成32年度から適用される予定であり、実現に期待したい。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・ b ・c
<p><コメント> 職員の就業状況や意向は、監査資料や面談により把握する取組があるが、改善に対する仕組みは十分ではない。年1回の健康診断を行っており、健康面談とメンタルヘルス研修もある。正規職員は役所に設置されている相談窓口を活用することができる。職員の都合による勤務変更等には柔軟に対応している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a ・b・c

<p><コメント> 人事評価制度に基づき正規職員の目標管理の仕組みが構築されており、園長による面接は、年度当初、中間（9月）、期末（2月）に町として実施している。さらに12月には園独自に面接を行なっている。また園で年1回自己評価チェックシートを用いて自己評価し、職員一人ひとりへの動機づけと資質向上に向けた取組を行っている。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 年度当初に研修計画を作成し、園外研修に参加している。研修後職員会議時に概要を報告するとともに研修資料等を回覧し情報の共有を図っている。研修参加時の職員配置のやり繰りと限られた研修参加予算のため現状は必ずしも十分な参加回数とは言えないと園長は認識しており、一昨年から少額だが約2回分の増額が得られた。園内研修は月1回開かれ、事故防止や感染症対策、災害対策、保育技術向上等に向けた取組がなされている。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉑・b・c
<p><コメント> 職員一人ひとりが専門知識を向上するため、障害児研修や就学前研修等、研修内容に応じた研修への参加を実施している。参加者については、園長判断での指名または希望者を募って受講させるなどしている。参加者は復命書と内容報告を提出し、他保育士にも報告し、情報共有している。職員別研修履歴という形では作成していないが、年度毎に参加者を一覧にまとめており、この履歴を次年度の参加者選定に活かしている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㉒・c
<p><コメント> 県内外の大学等から実習生の受入れを積極的に行っている。受入れに際し、事前説明・オリエンテーションの実施を行い、保育士養成側の育成プログラム等に沿った内容を重視し、指導内容やクラス配置等の組立を行い、育成に努めている。さらなる内容の充実と経験の浅い職員の教育も兼ねて、受入れに関するマニュアルや育成プログラムの作成を期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		

21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント> 町のホームページにおいて保育園の概要と入園のしおりが PDF で公開されており、概要に保育目標と保育内容は公表されているが、その他の内容の公開は十分ではない。町のホームページに財政情報が公開されており、保育園単独の予算・決算の項目はないが教育予算・決算としてまとめて公表されている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ ② ・c
<p><コメント> 園の事務、経理等は町の財務会計システムやルールに基づき実施しており、公正かつ透明性の高い取組が行われている。町の監査員による内部監査を年2回定期的に受け、公正なチェック体制をとっているが、外部監査は実施していない。今後、町として外部監査の体制を整えることを期待したい。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	③ ・b・c
<p><コメント> 子どもと地域の人々との交流を広げるために多くの働きかけをしている。園行事に地域の高齢者を招き園児との出会いと触れ合いの場を設けたり、町で行われる行事の一万燈祭やたんたん祭りに参加し、園管理のお神輿を年中・年長組の園児が担いだり、小・中学生との交流の場を設けるなど、地域とのつながりやボランティアの受け入れに積極的な取組を行っている。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ ③ ・c
<p><コメント> ボランティアの受入れは保育士長が担当し、手続き・事前説明等を行い、事故やトラブルがないように受入れている。ボランティアの受け入れや学校教育への協力に関する基本姿勢の明文化はなされていないが、小学校・中学校・高等学校・社会福祉協議会等から依頼がある場合は、積極的に受入れ、事前説明等で注意事項を説明してから実施している。感染症対策や個人情報保護等の観点から、受け入れ時の基本姿勢の確立に期待したい。</p>		

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 関係機関・団体の連絡先リストを事務室に掲示して職員間で共有し、町の要保護児童対策地域協議会等と連携・協力して取り組んでいる。支援が必要な子を医療機関へ繋げるまでのサポート、また必要があれば通院している医療機関・担当医と連絡・相談し、保育に反映する取組を行っている。要保護児童対策地域協議会実務者研修にも参加し、園内で勉強会を行い、児童虐待の防止・早期発見等に努めている。要保護児童がいる場合は、定期的に必要な関係機関と連携を図り、情報共有もしている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	㉠・b・c
<p><コメント> 併設している「子育て支援センターれんげそう」と連携し、運動会やお遊戯会、避難訓練等の園行事に支援センターの利用者が参加したり、平日に園庭を開放したりして園児と利用者との交流を図っている。子育て支援センターに寄せられた相談事を園と連携して対応することで専門的な技術や知識を提供している。また、町機関と連携し、町で行われる行事の一万燈祭やたんたん祭りに参加して町の活性化やまちづくりに貢献している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント> 公益的な事業・活動は、併設している「子育て支援センターれんげそう」で園長の下で一体的な運用がなされている。支援センターの利用者に子育て支援アンケートを実施し、また町で子育て悩み相談事業を行い、福祉ニーズの把握に努めている。「れんげそう」では日常的な子育て支援のほか、外国人講師が年2回、れんげそうの職員が月1回「ハローキッズ」と称し、町内・外の0歳～5歳児とその親を対象に英語で言葉遊びやおもちゃ遊びを行い、好評を博している。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は保育理念に明示されており、身体拘束や虐待防止についての取組を行っている。基本的人権の研修を受講し、組織内で共通の理解を持つための取組に繋げている。また、個人経過記録を作成して職員間で情報を共有し、一人ひとりの子どもの全てを受容することで、安心して生活できる環境を整え、それぞれに応じた発達を援助する保育を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉠・c
<p><コメント> プライバシー保護に関する園独自のマニュアルは作成されていないが、子どものプライバシー保護については町の個人情報保護規程および園の運営規程の秘密保持等の条項に基づいて保育が行われている。虐待防止については、町立2保育園共通の「虐待対応マニュアル」を作成し、虐待チェックシートや対応フローチャートに基づいて対応する体制を構築している。排泄・シャワー・着替え等生活場面におけるプライバシー保護についても共通理解がされており、病気や特に配慮が必要な子どもの着替えを別室で行うなどの配慮をしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント> 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を印刷物（パンフレット、保育園入園のしおり等）や町のホームページ（概要、保育園入園のしおり等）で提供している。見学者には保育園を紹介する資料や必要な書類等を配布、説明している。パンフレットは必要な情報を写真、図、簡潔な文章を使用してわかりやすく表現している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント> 入園の際には、「入園のしおり」を配布し保護者に説明を行うとともに、諸手続</p>		

<p>に関する書類についても手渡して説明をしている。入園が決まった保護者に対しては入園前の面談を行い、提出書類の確認と子どもの状況（病気等）の聞き取り等を行っている。入園申し込みに関する事務は町のこどもみらい課が所管している。保育継続の申し込みは9月に案内して継続の確認をしている。進級に際しては後期の保育参観時に変更事項を説明し、持ち物等に関しては入園のしおりの抜粋を渡して説明している。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 保育園の変更等を行う場合、子どもの保育の継続性を損なわないよう配慮しており、町内保育園の転園に関しては児童票の引き継ぎや申し送りを行っている。保育所の利用が終了した後も、保育士長が担当して子どもや保護者等が相談できるようにしているが、実際に相談に訪れる方はいない。保育士長が相談窓口の担当となっていることを保護者には周知していないので、変更時に知らせることが期待される。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 保護者に保育事業に関するアンケートを行い、利用者満足を把握する努力をしている。アンケートの質問には全員に回答をまとめた文書で配布し、内容によっては個別回答もしている。また、個人面談や保育参加、保育参観を実施し、その際に意向の把握に努めている。また、保護者役員会を年4回開催した際に事業に対する意見の聴取等を行っている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 苦情解決の仕組みは整っており、入園のしおりに明記され、園内掲示や入園式での説明により保護者に周知されている。保育士長が相談・苦情受付担当者、園長が解決責任者となっている。ご意見箱が設置されているが利用はない。苦情受付の第三者委員2名も設けられており、氏名と電話番号が入園のしおりに記載されている。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p>	<p>a・b・c</p>
<p><コメント> 保護者が相談や意見を述べたいときに、相談方法や相談相手を選択できる環境は整備されている。連絡ノートの活用や送迎時の話の他、個人面談、保育参加、保育参観等に</p>		

<p>においても相談や意見を述べやすい環境を整備している。相談方法についてはその都度保護者に確認して対応者を決めており、内容によりクラス保育士、看護師、保育士長が適宜対応しており、必要に応じて保護者と保育園が話し合う場を設けている。ご意見箱の設置、苦情受付の第三者委員については前項に記した。これらの仕組みについては園内掲示や入園のしおりの記載、入園式にて保護者へ説明を行っている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ⓑ ・c
<p>〈コメント〉保護者の意見や苦情は真摯に受け止め、迅速に対応している。「保育事業に関するアンケート」に提出された意見に対しては回答書を配布し保育園の考え方を説明している。園庭開放、非常勤職員の紹介、駐車場の整備に関する意見等がよく出ており、園庭は保護者付き添いのもとで使える、非常勤職員の顔写真を掲示しているがさらに今年度より名札を着用し分かり易くした、駐車場の整備は町に要望している、などの回答をした。今後、統一した対応ができるようマニュアルの作成に期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・ ⓒ
<p>〈コメント〉危機管理マニュアルを作成してリスクマネジメント体制を構築し、職員に配布・説明をしている。マニュアルには指揮権、各種危機に対する対策と予防、対応フローチャート等がまとめられている。また、今年度新たに「プール事故発生時の緊急対応マニュアル」を作成した。事故報告書は県の様式を用いており、今年度は2件の報告をした。また、園独自の様式のヒヤリハット報告書を用意している。今年度ヒヤリハットの報告がなかったのは、職員へのヒヤリハットに関する認識が不足しているためと考えられる。事故の要因分析や対応策の検討のためにもヒヤリハットの認識と周知に取り組むことが望まれる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	ⓐ ・b・c
<p>〈コメント〉感染症についてはマニュアル化しており（「感染性胃腸炎対応マニュアル」、「インフルエンザ対応マニュアル」および「病気対応マニュアル」）、子どもが感染症を発症した際には園内に掲示をして速やかに保護者に周知している。看護師を中心に、マニュアルの見直し、予防・発見時の対応についての勉強会を実施し、知識を高めるよう努めている。また毎月発行の園だよりの保健だよりのページに季節毎の感染症に対する注意喚起と毎月の感染症等の病気発生状況の報告を載せている。</p>		

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ ㉔ ・c
<p>〈コメント〉 危機管理マニュアルを整備し、災害時の対応体制、指揮権と役割分担を周知している。年間避難計画に基づき避難訓練を行い、その都度反省点を話し合い改善に取り組んでいる。災害時の連絡対応として、緊急連絡カードの常備、一斉メールの配信を行うようにしている。また、高根沢町防災訓練に参加し、職員の初動時対応について確認している。災害時の備蓄が不十分だが、倉庫を新設し、今年度中に整備する予定である。園は洪水ハザードマップで冠水地域に入っており、河川氾濫危険時の避難訓練で避難場所と避難路の問題点が職員から指摘されており、早急の対応が望まれる。消防到着までの短時間内になすべき対応手順をシンプルマニュアルにまとめ全職員に徹底することを期待したい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㉔・b・c
<p>〈コメント〉 保育の内容に関する全体的な計画に基づき、年間・月間指導計画が文書化され、保育士が保育実践への共通理解と協力体制のもと、日々の保育が展開されている。また、画一的にならないよう一人ひとりの発達や状況を把握し、クラス保育の一定水準に添う形となるよう支援し、保育を行っている。保育実践が適切かどうかは、保育日誌に記録し指導計画と照らし合わせ確認を行っている。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	㉔・b・c
<p>〈コメント〉、指導計画の実施内容と園児の状況を照らし合わせて定期的に年度末の2月に年間計画の見直しを行っている。保護者には年1回アンケートを実施し、保育実践の見直しの参考にしている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・ ㉔ ・c
<p>〈コメント〉 入園が決まった保護者に対して入園前の面談を行い、提出書類の確認と子どもの病気等の身体状況の聞き取り等を行い、入園後確認している。3歳未満児についてはアセス</p>		

<p>メントに基づいた支援計画と個人経過記録およびケース会議記録により支援している。3歳以上児についても児童票を作成し、月毎の経過記録および特記事項の記録で、個別の指導に役立てている。障害のある児については個別指導計画の作成に期待したい。</p>		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> 月間指導計画に基づき週日案を作成し日々の保育を実施している。毎月クラス毎の反省会を開き、園長と保育士長が月末に確認し、評価を定期的に行っている。年間指導計画は年度末に評価・見直しを園長、保育士長および正職員の参加する会議で行っている。また、町立の2保育園合同で年齢毎の指導計画の評価・見直しがなされている。</p>		
<p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> 担当保育士が保育日誌にクラスにおける保育の実施状況を記録している。全園児に個人別の児童票を、また、3歳未満児と障害のある子どもには個人経過記録を作成するなど記録が適切に行われている。これらの記録から個別の指導計画を作成し、職員会議で共有して円滑な保育に繋げている。</p>		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント> 高根沢町公文書管理規程に基づき、機密度と保管期間を規定したファイル基準表に従い、個人情報に記載されている書類等は事務室の錠のかかる保管庫に保管し、管理している。また、情報開示を求められた際は、情報公開及び個人情報保護に関する条例・規則に基づき適正に処理している。</p>		

A-1 保育内容

A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	㉠・b・c
<p><コメント> 保育課程は保育園の理念、保育方針、目標等に基づいて全職員が参画し、共通理解のもとに編成している。年度末には、指導計画、子どもの発達やクラス状況、地域実態等を把握しながら、見直し・振り返りを行い、実態に即した次の編成に繋げている。平成30年度には保育所保育指針の改定に伴い保育の内容を含む全体的な計画が作成されている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㉠・b・c
<p><コメント> 毎朝、早番の職員が安全点検チェック表に基づき、園舎内・外、園庭遊具等の安全確認を行っている。室温は戸外との温度差が5度以内になるよう保育士長と看護師がチェックし調整している。また、1年を通じて各クラスに空気清浄器を、冬期には二酸化塩素発生剤を設置し、空間除菌を行って、子どもが心地よく過ごせる環境整備に配慮している。子どもが触れるところやテーブル、おもちゃ、手指等には弱酸性次亜塩素酸を用いて消毒し、安全衛生にも配慮している。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 健康面や発達の記録、入園までの生活状況等、個々の発達や家庭状況が細かく児童票に記録され、各クラスに複数担任を配置し、個々の子どもに関する情報交換を密にし、共通認識を持って安定した生活が送れるよう、柔軟で子どもに寄り添った保育を行っている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけることが出来るよう、指導計画に沿って各年齢に合わせた環境作りを行っている。また、子どもが自らやろうとする気持ちを育み温かく見守りながら、励ましの言葉かけや個々に応じたの援助を行っている。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	㉠・b・c

<p><コメント> 子どもたちが主体的に活動を展開できるよう指導計画に子どもの姿、環境構成・援助が設定されおり、都度、振り返りや自己評価を行い、各年度に系統立てた環境整備、指導、援助が行われている。又、年齢に合わせた活動として園外保育や収穫体験、生き物の飼育等を通して、子どもの感性を豊かにする保育を行っている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりの欲求を受け止め、保育士との愛着関係が出来るよう、常に笑顔で優しい声かけをしながらスキンシップを図っている。0歳児用の家庭連絡帳により保護者との細かな情報交換や朝の視診、検温等を行い看護師と情報の共有を行い、また、栄養士、調理師と話し合いながら1歳児食へのスムーズな移行を図っている。睡眠時はSIDSを防ぐため5分毎に呼吸状態等をチェックし個々に記録している。1歳児と一緒に部屋の保育だが、0歳児に対しては常に保育士が手の届く範囲を見極め、安全確保に努めている。また、0歳児、1歳児と保育室は2室あるので、子どもの気持ちの切り替えや睡眠の確保等に有効に活用されている。保護者とは送迎時のコミュニケーションや家庭連絡帳で密な連携を図っている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 個々の成長や月齢に配慮した個別の指導計画を毎月作成し、自我の育ちを見守りながら一人ひとりの気持ちを受け止め、保育士が仲立ちになって友達との関わりが持てるよう取り組んでいる。保護者とは家庭連絡帳や送迎時のコミュニケーションを密にすることで連携を深めている。また、早番・遅番、戸外遊び等では幼児組との触れ合いがあり、遊びの発展につながっている。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p><コメント> 各年齢の発達過程を考慮して1年を4期に分けて年間指導計画、月間指導計画を年齢別に作成し、日々の活動につなげている。戸外遊び、散歩、運動会等3～5歳児一緒に活動を通して、各年齢の発達過程に応じ、友達と協力して何か一つのことをやり遂げる共同的な活動ができるよう、保育環境を整え援助している。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・㉑・c

<p>〈コメント〉 職員は障害のある子ども一人ひとりの状態を把握し、研修の受講、障害児支援センター等とも連携をとりながら、障害のある子どもも安心して生活できるよう一人ひとりに応じた支援を行っている。また保護者と個人面談を行い、育児に対する悩みや思い、園での様子を伝え合う場を設けて相互理解に努めている。しかし、個別の指導計画は作成されていないので、今後、個別指導計画を作成し、園全体での共通理解を深めるための取組に期待したい。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉 長時間保育を担当する特定の保育士を含めた複数の職員により、朝1時間は全ての子どもを一緒に受け入れているが、登園児が増える時刻には安全を考慮して乳児、幼児と2つの部屋に分かれて好きな遊びを楽しみながら過ごしている（遅番は逆の流れ）。保護者へ伝える事項、保護者から担任への伝達事項等、早番・遅番連絡簿、申し送り書等、職員間で書面にて引き継ぎを行っている。また、午後6時過ぎには、夕食に差し支えない程度のおやつと麦茶が提供されている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉 「保育所児童保育要録」を作成し就学先の小学校への送付、職員が相互に訪問したり園児と児童の交流を行ったりして小学校との連携を図っている。小学校の校長先生が来園し、「小学校へ上がるにはこんなことが出来るといいよ」といった内容の講話があるなど、子どもたちが就学への期待と見通しが持てる取組を行っている。また、2月には保護者面談を行い、就学に向けての話し合いの場を設け、保護者の就学への不安を取り除く取組を行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㉑・b・c
<p>〈コメント〉 年度初めに保健計画を作成し、計画に従って事業を実施しており、毎月発行の園だより、保健だよりに掲載し、保護者への周知を図っている。一日に3回、看護師が各クラスを巡回し、一人ひとりの健康状態を確認している。SIDSについては午睡中に確認してSIDSチェック表に記入し個々の状況把握に努めている。感染症等に関する各種マニュアルが整備され、感染症発症状況・対応等も保護者に素早く情報提供している。与薬については園のしおりで細かく説明し、薬については親からの薬依頼書、医師・薬局からの情報提供書等を提出してもらい、薬を預かって事務室にて看護師、園長、保育士長で確認し、看護師が与薬し</p>		

ている。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	㉑・b・c
<p><コメント> 内科検診・歯科検診・尿検査を年2回実施し、その結果については児童票に記載し、保育に反映するよう職員に周知している。保護者には書面で健診結果を伝え必要な子どもの受診や治療につなげている。健康診断・歯科検診において当日欠席した場合でも、その後の受診に向けての仕組みが構築されており、全園児が必ず受診できる体制になっている。3歳児からブラッシング、すすぎを行い、永久歯の生えてくる年長児には歯科衛生士による歯磨き指導を行い、子どもたちの歯磨きに関する意識を高めるよう努めている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント> 入所時に「保育園入園申込みに関する調査表」にてアレルギー疾患の有無を確認し医師からの指示を受けて子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。食物アレルギーについては、医師からの指示書に基づき保護者と栄養士の面談後、代替え食を提供している。職員は「食物アレルギー対応実施マニュアル」に従い、調理師と保育士の声出し確認・食器の色分けを行い、誤飲・誤食が起こらないよう徹底した対応を行っている。又、アレルギーに対しての共通理解が得られるよう、園内研修を実施している。</p>		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	㉑・b・c
<p><コメント> 食育年間計画をもとに各年齢の指導計画で目標を定め、食育に取り組んでいる。ご飯は各家庭から持参したものを温めて提供している。子どもが食べる楽しさを感じられるよう行事食、お誕生会のバイキング等、一人ひとりに合った分量の調整、お代わりの充実等、達成感や満足感が得られるよう配慮している。年長児を中心に野菜作りに取り組み、野菜の生育に興味・関心を持たせ、収穫した野菜は給食で提供しており、好き嫌い解消の一助となっている。保護者に対しては給食の写真を掲示してその日の献立や量等を伝え、年2回の保育参観や保育参加時に保護者にも給食を提供して実際に食べてもらい、給食への理解、関心を深めてもらっている。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・㉑・c
<p><コメント> 献立は旬のものや季節の食材を活かして栄養士が作成し、子どもの月齢や年齢、発育状況等に応じた給食の内容や提供方法に配慮している。園長、保育士長、クラス担任が</p>		

同じ給食を食べ、給食についての意見や園児の様子、残食量等を検食簿に記入して、調理員、栄養士にフィードバックしており、献立作り、給食提供に反映させている。しかし、栄養士や調理員が子どもたちと一緒に食事をしたり食事の様子を見たりする機会は少なく、実際の食事場面での給食状況の把握に期待したい。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ ① ・c
<p><コメント> クラス懇談会は設けていないが、保育参観、保育参加、個人面談、朝夕の送迎時の際の連絡・会話等で家庭との連携を図り、子どもの生活を充実させるための支援を行っている。0、1歳児は家庭連絡帳により、それ以外のクラスについては園便り・クラスだよりにて知らせているが、保護者アンケートでは「今日何をしたかなど毎日の園での様子を知りたい」という要望が多かった。クラス掲示板に「今日の活動」を表示するなど保護者が理解しやすい方法で伝え、家庭との連携をより深めるための取組の工夫が期待される。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	① ・b・c
<p><コメント> 送迎時の保護者とのコミュニケーションで信頼関係を築き、相談しやすい体制を整えている。年2回、夕方の時間に個人面談を行い、ほぼ全保護者の出席を得ている。中には両親で来られる方もあり、子育ての悩みや相談等に対して個別支援を行うとともに、必要に応じて専門機関との連携につなげている。また、相談内容は記録し、職員会議で情報の共有を図り、園として保護者支援の体制作りを行っている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	① ・b・c
<p><コメント> 家庭環境を把握し、保護者の話に耳を傾けるとともに、朝の視診や着替えの際等、日々の保育の中で、身体や精神面の変化にいち早く気づくよう注意を払い、予防に努めている。疑わしい様子が見られた場合は、すぐに園長、保育士長へ報告し、「虐待対応マニュアル」に従い関係機関と連携を図り、適切に対応する体制を整えている。</p>		

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価） を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・㉑・c
<p><コメント> 年1回、保育士等が主体的に自己評価を行っている。また、年間指導計画、月間指導計画においても都度、保育に対する自己評価を行っている。しかし、その結果を職員間で話し合い、互いの学び合いや園全体での保育の改善や専門性の向上に結びつける仕組みが明確になっていない。今後、仕組みの構築に向けた取組が期待される。</p>		